

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について(令和4年3月10日から)

習志野市教育委員会

	変更後	変更前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居する家族が濃厚接触者に特定</li> <li>・児童の家族が濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等でPCR検査等を受けた場合</li> </ul>	<p>本人の体調に異常が見られない場合には、<u>感染症予防対策を取ったうえで</u>登校しても構わない。</p> <p>ただし、PCR 検査等の結果が判明するまでは、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とすることが可能である。</p> <p>※児童本人が検査を受けた場合は、結果が出るまで「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。</p>	<p>「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人に症状はないが、同居家族等に発熱や風邪症状がみられる場合</li> </ul>	<p>本人の体調に異常がみられない場合には、<u>感染症予防対策を取ったうえで</u>登校しても構わない。</p> <p>ただし、感染経路の不明な感染者数が増加している場合、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とすることが可能である。</p>	<p>感染経路の不明な感染者数が増加している場合、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。</p>

※感染症予防対策とは、「マスクの着用」(習志野市では不織布マスクを推奨しています。)

「登校前、下校後の検温」